

常任委員会の審査概要

総務委員会

【議案】松浦市消防本部・消防署庁舎新築工事（建築 庁舎棟）請負契約の締結について

この議案は、多額の工事費を投じる請負契約に係る事件であることから市の条例の規定により、入札結果に基づく契約行為が議案とし提案されたものです。

当議案については、その入札における業者の参加要件、競争原理の在り方、落札者決定に至る経緯について、委員からは理事者に対して多くの質疑が繰り出され、賛否両論様々な意見が飛び交いました。採決に際し、議案に対する委員の賛否も二分する結果となり、会議規則に基づく委員長採決の結果、妥当と認め可決すべきものと決定しました。

【議案】平成26年度松浦市一般会計補正予算（第2号）関係分

松浦ふるさとづくり寄付金促進事業として予算66万円が計上されました。

これは、本市へのふるさと納税意識を広くPRするためにソフトバンクの関連子会社に広告業務等を委託し、企業が持っている顧客力や宣伝力を活用して松浦の知名度を上げるための事業として実施するものです。審議の中では、平戸市が外部委託には依らず担当職員の努力で2億円を超える納税実績を上げていることや、PR効果の見込み、お返し特産品の選定など事業の取り組み方針について様々な質疑応答と議論が行われ、慎重審査の結果、妥当だと判断しました。

また、理事者としては、今回の取り組みはふるさと納税のひとつの方法として位置づけ、他に効果的な手法があれば対策を拡大していくとの意向が示されました。

文教厚生委員会

【議案】松浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て関連3法の改正に伴い27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されます。新制度では、子育てをめぐる少子化問題、待機児童問題、仕事と子育ての両立と負担感の増加など諸課題の解決を目指すし、支援の質と量を充足させ地域の実情に応じた提供対策を推進することが求められています。

この条例は、新制度の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育保育施設や小規模保育、事業所内保育などの地域型保育事業の運営に関しその基準を定めたものです。

【議案】松浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

この条例は、27年4月から施行する改正児童福祉法の規定に基づき放

課後児童健全育成事業（学童保育）の設備やその運営に関する基準を定めるために制定するものです。

これまででは小学3年生までと定められていましたが、今回の法改正によりすべての小学生が対象児童になります。

【議案】松浦市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、早期発見、対処を効果的に推進するための対策を定めたもので、次の三つの組織が設置されます。

○松浦市いじめ問題対策連絡協議会
関係機関及び団体との連携を図り、いじめの防止等の対策や啓発活動を行います。

○松浦市いじめ問題対策委員会
教育委員会の付属機関として設置し、いじめ防止に向けた指導や支援と重大事態の対処や調査を行います。

○松浦市いじめ問題第三者委員会
市長の付属機関として設置し、重大事態に関して学校や教育委員会が行った対処の再調査、再発防止の提言などを行います。